

# これまでの勉強会等における指摘及び検討方向

検討会、勉強会、WT等における指摘	対応方針（検討方向）
<p><b>建築基本法を制定する意味等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本法は関連制度の見直し方向に関する指針性を持たせる点に意味がある</li> <li>● まず法体系をどう見直すべきか検討すべき</li> <li>● 基本法として理念のみ規定しても意味がない</li> <li>● 理念を規定しサブリミナル効果を期待する考え方もある</li> </ul>	<p><b>建築基本法のあり方の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法体系全体の見直しに向けた論点を整理した上で基本法についてあり方を検討する</li> </ul>
<p><b>判りやすい基準体系に見直すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築基準法は制定以来60年を超え、複雑で判りにくくなっている</li> <li>● スリム化を進め、法体系を明解にすべき</li> <li>● 法制定後条項等が膨大に追加され、全体像、規制内容の理解が困難</li> <li>● （集団規定等）各規制の主旨を明確化すべき</li> </ul> <p><b>性能規定化が不十分である</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 最低基準としての主旨が不明確な規定が多いなど部分的・限定的な性能規定化に留まっているのは問題</li> </ul>	<p><b>階層化された明解な性能基準体系への転換に向けた検討</b></p> <p>以下のような基準体系の見直しに向け検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各規制項目に関し必要性を精査し、真に規制すべき項目に関し規制目的及び要求性能を明らかにした上で、法律に規制目的、政令に要求性能、告示に検証方法・適合仕様を規定するなど、階層化された明解な性能基準体系に転換する</li> </ul>
<p><b>ストックの品質コントロールの観点から基準体系を見直すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ストックの有効活用、質の向上及び不良ストックの解消が図られる体系に見直すべき</li> <li>● 既存不適格建築物の許容範囲に関し社会的コンセンサスを形成すべき</li> <li>● ストックの性能等をモニタリングした結果を元に規制・誘導を図るべき</li> </ul>	<p><b>ストックの品質コントロールのあり方の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 規制全体のバランス等を考慮しつつ、ストックの有効活用、質の確保及び不良ストックの解消が図られる基準体系及び適用のあり方等について検討する</li> </ul>
<p><b>地域特性等を反映しやすい体系とすることについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治体単位で意思決定できるよう、法律は出来る限りスリム化し、条例に委ねる範囲を拡充すべき</li> <li>● 安全性等の基準を自治体の裁量に委ねるのは効率性等の面で課題がある</li> </ul>	<p><b>地域に委ねる範囲のあり方の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準の付加・緩和に関して地域に委ねる範囲のあり方について効率性、行政庁の対応可能性等を考慮しつつ検討する</li> </ul>
<p><b>建築設備機器等に関する品質管理の確保・改善を徹底すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高度化、複雑化している昇降機等の安全装置の性能について、実効性のある安全性確保方策を検討すべき</li> <li>● 昇降機の製造・保守点検に起因する事故があった場合に同種の製品・保守管理業者の現状把握・改善指導やリコール等を速やかに実施すべき</li> </ul>	<p><b>製造業者等を調査・監督する仕組みのあり方の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築の施工業者とは別に建築設備機器等の製造・取付・保守点検を担う製造業者・保守点検業者を調査、監督する仕組みのあり方について検討する</li> <li>● 建築規制で対応すべきかを含め検討する</li> </ul>
<p><b>遊戯施設の安全確保に向け、適切な維持保全・運行管理を徹底すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 転落事故の発生等を踏まえ、構造基準への適合等ハード面の対応のみならず、適切な維持保全・運行管理の徹底を図るべき</li> </ul>	<p><b>遊戯施設の安全確保に向けたソフト対応のあり方の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 遊戯施設の運営主体による運行管理を調査、監督する仕組みのあり方について検討する</li> <li>● 建築規制で対応すべきかを含め検討する</li> </ul>

検討会、勉強会、WT等における指摘	対応方針（検討方向）
<p><b>確認・検査の仕組みを合理化すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査側に要求される審査能力に応じて構造計算適合性判定の範囲を合理化すべき</li> <li>● 適判機関が自ら引き受けた建築確認案件に係る適判を一定の体制・役割分担確保等の条件下で行えるようにすべき</li> <li>● 計画変更に対する確認・検査の仕組みを合理化すべき</li> </ul>	<p>以下のような確認・検査の仕組みの範囲・方法の合理化を検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高度な工学的判断を要さず確認審査で対応可能な場合について、構造計算適合性判定の適用範囲から除外すべきかどうかを検討する</li> <li>● 第三者性が確保される体制・実施方法等を満たせば適判機関が自ら引き受けた確認検査案件の適判も行えるようにすべきかどうかを検討する</li> <li>● 軽微な変更の範囲の拡大、計画変更手続きの簡素化等計画変更に対する確認・検査の仕組みを合理化することを検討する</li> </ul>
<p><b>確認・検査の仕組みを強化すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政庁による審査体制を強化すべき</li> <li>● 審査側が競争下にある場合の構造的脆弱性を手当てすべき</li> <li>● 昇降機の安全装置等現行の確認検査の仕組みで制御困難な分野のチェックの仕組みを強化すべき</li> <li>● 工事監理・中間検査・完了検査を徹底すべき</li> <li>● エンドユーザーに安全な建物が提供される現行の仕組みの意義に鑑み、審査・検査手続きの簡略化は慎重に検討すべき</li> </ul>	<p><b>確認・検査の充実強化方向の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行政庁や指定機関が適切に確認・検査業務を実施できる方策を検討する</li> <li>● 現行審査・検査体制では制御困難な分野について、専門家を活用した審査体制の充実等を検討する</li> <li>● 是正等の実態を踏まえ検査の充実方向について検討する</li> </ul>
<p><b>その他確認・検査等の仕組みに関する課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定行政庁（建築主事）と指定確認検査機関の役割分担及び責任のあり方を検証すべき</li> <li>● 全体又は集団規定に関し許可制度などにより公共団体の裁量に委ねられるようにすべき</li> <li>● 集団規定と単体規定の扱いを区分する場合の執行体制等の課題は別途検討すべき</li> <li>● 既存不適格建築物の改修工事に対する構造計算適合性判定の適用を適正化すべき</li> </ul>	<p><b>その他の確認・検査等のあり方に関する検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不適合通知等の実態を踏まえ、確認・検査等の的確な実施の確保に向けた行政庁と民間機関の連携・役割分担のあり方等を検証する</li> <li>● 単体規定及び集団規定の目的と手段を整理し、基準のあり方の検討と併せて審査のあり方等について、諸外国の例も調査しつつ検討する。</li> </ul>
<p><b>建築主・設計者等の責任により品質確保が図られる仕組みを強化すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築主の自己責任による品質確保を基本とし、性能関連の情報開示と専門家の説明責任で対応すべき</li> <li>● 伝統木造、工業化住宅、超高層等生産システムの相違に応じた品質確保の仕組みとすべき</li> <li>● コントロール手法を多様化すべき</li> <li>● 資格制度と保険制度の組合せにより対応している国の例も参考とすべき</li> </ul>	<p><b>供給者側の責任で品質が確保される仕組みの検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報開示、保険等多様な品質コントロール手法の活用を検討する</li> </ul>
<p><b>行政処分・罰則の仕組みを見直すべき</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 違反の重大性のみならず発見確率の高低で罰則の軽重を変えることで確認検査で発見しにくい違反を抑止すべき</li> <li>● 業務停止等効果的な行政処分による制裁強化により不正の発生を防止すべき</li> <li>● 設計段階のみならず施工段階も含めた違反防止対策を検討すべき</li> </ul>	<p><b>整備に係る処分・罰則のあり方の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 違反実態を踏まえつつ、現行の罰則と行政処分の実効性・軽重等を比較衡量し、バランスの取れた罰則と行政処分のあり方を検討する</li> </ul>

検討会、勉強会、WT等における指摘	対応方針（検討方向）
<p>所有者等による適切な維持保全・管理運営を確保する仕組みを強化すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築ストックの品質確保に向け、所有者の責任を明確にすべき</li> <li>● ストックの品質をコントロールするための仕組みを考えるべき</li> <li>● 設備・遊戯施設の的確な保守点検・運行管理を確保する仕組みを整備すべき</li> </ul>	<p>所有者等による適切な維持保全・管理運営を確保する仕組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資格者・製造業者等による建築物・設備等の調査・検査及び調査・検査結果を踏まえた的確な維持保全の実施を確保する方策のあり方を検討する</li> </ul>
<p>ストックの改修に対する公的規制を見直すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リフォーム工事の設計・施工を担う事業者が規制されない（建築士資格や建設業許可不要のケース）状況を改めるべき</li> <li>● 改修時の既存部分への規制適用のあり方について検討すべき</li> <li>● ストックの有効活用のための利用方法の変化に柔軟に対応可能な仕組みとすべき</li> </ul>	<p>改修工事に関する規制のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リフォーム工事の実態を踏まえ、適切な事業者の選択・活用を推進する方策について検討する</li> <li>● ストックの改修・用途変更等に関する規制のあり方について検討する</li> </ul>
<p>不良ストック対策を強化すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 違反建築物の所有者に対する執行罰の導入等違反建築物是正措置を強化すべき</li> <li>● 必要な維持保全等がなされない不良ストックの解消を促す仕組みを構築すべき</li> <li>● ストック再生に向け、権利関係の整序を円滑化すべき</li> <li>● ストックの事故対策（原因究明・再発防止）を強化すべき</li> </ul>	<p>不良化したストックに対する対策強化方向の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 違反建築物の発生防止、是正等を図る方策のあり方について検討する</li> <li>● 不良ストックの解消、市街地環境の改善等を推進する施策の充実強化方向を検討する</li> <li>● ストック再生の円滑化に向けた関連制度のあり方について検討する</li> <li>● 建築物・設備等の事故発生原因解明に係る調査及び再発防止対策の検討の推進に向けた体制強化方策等を検討する</li> </ul>

検討会、勉強会、WT等における指摘	対応方針（検討方向）
<p>資格者制度を建築物の質の確保・向上に向け有効なものとするべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の質を左右する設計の品質確保に向け、資格者の資質確保・向上を図るべき</li> <li>● 資格者関係団体による自律的監督体制を整備すべき</li> </ul>	<p>質の確保・向上に向け有効な資格者制度のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築士事務所における品質建築物の質の向上に向け、設計・工事監理の質を高めるための建築士の資質向上の方策、建築士事務所における設計・工事監理の品質管理体制のあり方について検討する</li> <li>● 消費者からの信頼を高められるよう、資格者関係団体における建築士・建築士事務所の指導、建築主からの苦情解決等の体制整備等のあり方について検討する</li> </ul>
<p>新技術の開発・活用が促進される仕組みとするべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術認定制度を創設すべき</li> <li>● 良質な建築物整備に向けた民間の取り組みを国がルールとして積極的に取り込む（endorse）べき</li> </ul>	<p>新技術の開発・活用が促進される仕組みの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新技術等の活用を円滑化させる認定制度等のあり方を検討する</li> <li>● 階層化された性能基準体系への移行に際し、民間の取り組みを検証方法・適合仕様として採用可能な仕組みについて検討する</li> </ul>
<p>資格者・建築物性能の情報開示を推進すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の品質・性質に関する情報開示を通じ品質・性能向上に資する投資を円滑化すべき</li> <li>● 資格者の履歴情報等を開示し情報の非対称性解消により適切な資格者の活用を推進すべき</li> <li>● 人材育成等正確な情報が提供・流通する環境整備を推進すべき</li> </ul>	<p>資格者・建築物性能に係る情報開示のあり方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建築物の品質・性能に関する情報開示制度のあり方を検討する</li> <li>● 資格者の履歴情報等情報開示制度の消費者への周知徹底方策、利用者のニーズに合わせた情報開示の方法等について検討する</li> <li>● 情報開示制度の構築に向けた人材育成等のあり方について検討する</li> </ul>